

岐阜県農業振興事業補助金交付要綱

	平成 18 年 3 月 31 日	農政第 294 号農政部長通知
一部改正	平成 18 年 8 月 16 日	農政第 453 号農政部長通知
一部改正	平成 19 年 4 月 1 日	農政第 1 号農政部長通知
一部改正	平成 19 年 10 月 12 日	農政第 736 号農政部長通知
一部改正	平成 20 年 4 月 1 日	農政第 1 号農政部長通知
一部改正	平成 20 年 5 月 27 日	農政第 312 号農政部長通知
一部改正	平成 20 年 11 月 20 日	農政第 621 号農政部長通知
一部改正	平成 21 年 4 月 1 日	農政第 1 号農政部長通知
一部改正	平成 21 年 7 月 29 日	農政第 527 号農政部長通知
一部改正	平成 21 年 12 月 18 日	農政第 745 号農政部長通知
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日	農政第 23 号農政部長通知
一部改正	平成 23 年 2 月 7 日	農政第 655 号農政部長通知
一部改正	平成 23 年 3 月 28 日	農政第 747 号農政部長通知
一部改正	平成 24 年 3 月 29 日	農政第 551 号農政部長通知
一部改正	平成 24 年 6 月 1 日	農政第 330 号農政部長通知
一部改正	平成 24 年 12 月 27 日	農政第 767 号農政部長通知
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日	農政第 35 号農政部長通知
一部改正	平成 25 年 4 月 19 日	農政第 160 号農政部長通知
一部改正	平成 25 年 5 月 16 日	農政第 348 号農政部長通知
一部改正	平成 25 年 10 月 30 日	農政第 631 号農政部長通知
一部改正	平成 26 年 3 月 13 日	農政第 801 号農政部長通知
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日	農政第 26 号農政部長通知
一部改正	平成 26 年 7 月 10 日	農政第 496 号農政部長通知
一部改正	平成 26 年 10 月 9 日	農政第 630 号農政部長通知
一部改正	平成 27 年 3 月 19 日	農政第 1007 号農政部長通知
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日	農政第 23 号農政部長通知
一部改正	平成 27 年 10 月 8 日	農政第 789 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日	農政第 6 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 4 月 20 日	農政第 197 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 6 月 30 日	農政第 209 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 10 月 14 日	農政第 372 号農政部長通知
一部改正	平成 29 年 2 月 1 日	農政第 532 号農政部長通知
一部改正	平成 29 年 3 月 15 日	農政第 582 号農政部長通知
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日	農政第 1 号農政部長通知
一部改正	平成 29 年 10 月 13 日	農政第 413 号農政部長通知
一部改正	平成 30 年 1 月 4 日	農政第 514 号農政部長通知
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日	農政第 1 号農政部長通知
一部改正	平成 30 年 7 月 5 日	農政第 202 号農政部長通知
一部改正	平成 30 年 10 月 12 日	農政第 368 号農政部長通知
一部改正	平成 30 年 12 月 20 日	農政第 464 号農政部長通知
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日	農政第 1 号農政部長通知

一部改正	令和元年 8 月 16 日	農政第 332 号農政部長通知
一部改正	令和元年 10 月 10 日	農政第 470 号農政部長通知
一部改正	令和元年 10 月 15 日	農政第 561 号農政部長通知
一部改正	令和元年 12 月 19 日	農政第 578 号農政部長通知
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日	農政第 3 号農政部長通知
一部改正	令和 2 年 4 月 17 日	農政第 145 号農政部長通知
一部改正	令和 2 年 5 月 8 日	農政第 257 号農政部長通知
一部改正	令和 2 年 7 月 9 日	農政第 385 号農政部長通知
一部改正	令和 2 年 10 月 8 日	農政第 552 号農政部長通知
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日	農政第 141 号農政部長通知
一部改正	令和 3 年 5 月 13 日	農政第 257 号農政部長通知
一部改正	令和 3 年 6 月 7 日	農政第 305 号農政部長通知
一部改正	令和 3 年 7 月 8 日	農政第 328 号農政部長通知
一部改正	令和 3 年 10 月 7 日	農政第 525 号農政部長通知
一部改正	令和 3 年 12 月 17 日	農政第 675 号農政部長通知
一部改正	令和 4 年 3 月 16 日	農政第 804 号農政部長通知
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日	農政第 154 号農政部長通知
一部改正	令和 4 年 7 月 1 日	農政第 347 号農政部長通知
一部改正	令和 4 年 10 月 6 日	農政第 541 号農政部長通知
一部改正	令和 4 年 12 月 27 日	農政第 664 号農政部長通知
一部改正	令和 5 年 3 月 16 日	農政第 794 号農政部長通知
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日	農政第 207 号農政部長通知
一部改正	令和 5 年 5 月 9 日	農政第 374 号農政部長通知
一部改正	令和 5 年 10 月 5 日	農政第 527 号農政部長通知
一部改正	令和 5 年 12 月 21 日	農政第 698 号農政部長通知
一部改正	令和 5 年 12 月 27 日	農政第 735 号農政部長通知
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日	農政第 133 号農政部長通知
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日	農政第 133 号農政部長通知

(総 則)

第 1 条 県は、農業の振興を図るため、市町村、農業者、農業者団体（農業の振興を図ることを目的として結成された団体で、知事が適当と認めたものをいう。以下同じ。）その他知事が適当と認める団体が行う事業に要する経費又は農業者、農業者団体その他知事が適当と認める団体が行う事業に要する経費に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の名称、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額並びに補助事業者は、別表第 1 のとおりとする。

(欠格事由)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の交付申請)

第 4 条 次の各号に掲げる補助金交付申請書及びその添付書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- 一 補助金交付申請書 別記第 1 号様式
- 二 事業計画（実績）書 別記第 2 号様式
- 三 収支予算（決算）書 別記第 3 号様式

2 補助事業者は、規則第 4 条の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法

(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

一 規則第6条第1号から第6号までに掲げる事項

二 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。

イ 間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付の決定若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した間接補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。

ロ 間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間保存すること。

ハ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具については、次に掲げる財産ごとに、それぞれ次に定める処分制限期間を経過するまで補助事業者の承認を受けないで間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定めのある財産 大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間

(2) (1)に掲げる財産以外の財産 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)別表に掲げる期間

三 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、県補助金の執行による旨を表示すること。

2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表第1の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

3 規則第6条第1号から第3号までの規定により経費の配分の変更(前項に規定する軽微な変更を除く。)、補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、変更(中止・廃止)承認申請書(別記第4号様式)とする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、別表第2に掲げる事業の遂行の状況を、同表の定めるところに従い、遂行状況報告書(別記第5号様式)により知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、知事が認める場合に限り、第11条第2号の補助金概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

(着手届及び完了届)

第8条 補助事業者は、事業に着手し、又は着工したとき(間接補助事業の場合は、間接補助事業者から事業着手の報告を受けたとき)は、速やかに別記第6号様式による着手届(間接補助事業の場合は、事業

着手の報告に係る書類）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業が完了し、又はしゅん功したとき（間接補助事業の場合は、間接補助事業者から事業完了の報告を受けたとき）は、速やかに別記第6号様式による完了届（間接補助事業の場合は、事業完了の報告に係る書類。次項において同じ。）を知事に提出し、完了検査を受けなければならない。補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。
- 3 前項の完了届の提出は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までに提出したものに限り、次条第1号の事業実績報告書の提出をもってこれに代えることができる。

（実績報告）

第9条 次の各号に掲げる事業実績報告書及びその添付書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 実績報告書 別記第7号様式
- 二 事業計画（実績）書 別記第2号様式
- 三 収支予算（決算）書 別記第3号様式
- 四 その他知事が必要と認める書類 任意様式

- 2 前項の事業実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。
- 3 補助金の全額が、概算払又は前金払により交付された場合における前項に規定する提出期限は、知事が認める場合に限り、補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度（以下この条において「翌年度」という。）の4月20日までとする。ただし、間接補助事業で、交付決定があった日の属する年度の3月31日までに事業実績報告書を提出しない場合にあっては、当該年度の3月31日までに別記第10号様式による完了届を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第13条後段に規定する県の会計年度が終了した場合の事業実績報告書の提出期限は、翌年度の4月20日までとする。
- 5 第4条第2項ただし書の適用を受けて交付申請した補助事業者は、第1項の事業実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。
- 6 第4条第2項ただし書の適用を受けて交付申請した補助事業者は、第1項の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を記載した別記第7号の2様式による消費税等仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（規則第14条の規定による確定をいう。）の日の属する年の翌年の4月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（事業完了確認）

第10条 県は、補助対象事業の終了後速やかに岐阜県農政部所管補助金等確認要領により確認を行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、知事が必要と認めるときは、前金払又は概算払により交付することができる。

(補助金交付請求書)

第12条 次の各号に掲げる請求書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 補助金交付請求書 別記第8号様式
- 二 補助金概算払請求書 別記第9号様式

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の補助金の交付の申請があった場合において、申請者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(表示)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、県補助金の執行による旨を表示するものとする。

- 2 前項に要する経費については、補助対象経費とすることができる。
- 3 表示の様態については、知事が別に定める。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第21条第2号に規定する知事の定める機械及び重要な器具は、1件当りの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 大蔵省令に定めのある財産 大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
 - 二 前号に掲げる財産以外の財産 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に掲げる期間
- 3 補助事業者が規則第21条の規定により承認を受け、財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることがある。
- 4 補助事業者は、補助対象事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該補助対象事業により取得した工事材料その他物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第16条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間（補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で前条第2項の期間を経過しないものについては、当該期間）とする。

(書類の経由)

第17条 この要綱に基づき提出する書類は、所管農林事務所長を経由しなければならない。ただし、別表第3に掲げる事業に係る書類については、この限りでない。

(事務の委任)

第18条 規則第23条後段の規定により、別表第4に掲げる事務を、所管農林事務所長に委任する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - 一 岐阜県農業振興等対策事業補助金交付要綱（昭和 57 年 5 月 1 日付け農政第 277 号）
 - 二 岐阜県農業生産技術振興等対策事業補助金等交付要綱（昭和 57 年 8 月 25 日付け農技第 914 号）
 - 三 岐阜県園芸特産畜産振興等対策事業費補助金交付要綱（平成 2 年 7 月 2 日付け園第 277 号）
- 3 平成 17 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による（平成 18 年 3 月 31 日付け農政第 294 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 18 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 17 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 18 年 8 月 16 日付け農政第 453 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 19 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 18 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 19 年 4 月 1 日付け農政第 1 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 20 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 19 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 20 年 4 月 1 日付け農政第 1 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 20 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 19 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 20 年 5 月 27 日付け農政第 312 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 20 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 19 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 20 年 11 月 20 日付け農政第 621 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 20 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 21 年 4 月 1 日付け農政第 1 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 20 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 21 年 7 月 29 日付け農政第 527 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 20 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 21 年 12 月 18 日付け農政第 745 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 21 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 22 年 4 月 1 日付け農政第 23 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 21 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 23 年 2 月 7 日付け農政第 655 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 23 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 22 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 23 年 3 月 28 日付け農政第 747 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 24 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 23 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 24 年 3 月 29 日付け農政第 551 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 24 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 23 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 24 年 6 月 1 日付け農政第 330 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 24 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 23 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 24 年 12 月 27 日付け農政第 767 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 24 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 25 年 4 月 1 日付け農政第 35 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 24 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 25

年 4 月 19 日付け農政第 160 号)

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 24 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 25 年 5 月 16 日付け農政第 348 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 24 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 25 年 10 月 30 日付け農政第 631 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 24 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 26 年 3 月 13 日付け農政第 801 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 25 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 26 年 4 月 1 日付け農政第 26 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 25 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 26 年 7 月 10 日付け農政第 496 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 25 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 26 年 10 月 9 日付け農政第 630 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 25 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 27 年 3 月 19 日付け農政第 1007 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 26 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 27 年 4 月 1 日付け農政第 23 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度分の予算に係る補

助金から適用し、平成 26 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 27 年 10 月 8 日付け農政第 789 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 28 年 4 月 1 日付け農政第 6 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 28 年 4 月 20 日付け農政第 197 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 28 年 6 月 30 日付け農政第 209 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 28 年 10 月 14 日付け農政第 372 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 29 年 2 月 1 日付け農政第 532 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 29 年 3 月 15 日付け農政第 582 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 28 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 29 年 4 月 1 日付け農政第 1 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 28 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 29 年 10 月 13 日付け農政第 413 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 28 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 30 年 1 月 4 日付け農政第 514 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 29 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 30 年 4 月 1 日付け農政第 1 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 29 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 30 年 7 月 5 日付け農政第 202 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 29 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 30 年 10 月 12 日付け農政第 368 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 29 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 30 年 12 月 20 日付け農政第 464 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 31 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 30 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 31 年 4 月 1 日付け農政第 1 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 30 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和元年 8 月 16 日付け農政第 332 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 30 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和元年 10 月 10 日付け農政第 470 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 30 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和元年 10 月 15 日付け農政第 561 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 30 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和元年 12 月 19 日付け農政第 578 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和元年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 2 年 4 月 1 日付け農政第 3 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和元年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 2 年 4 月 17 日付け農政第 145 号）

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和元年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 2 年 5 月 8 日付け農政第 257 号）

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和元年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 2 年 7 月 9 日付け農政第 385 号）

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和元年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 2 年 10 月 8 日付け農政第 552 号）

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和 2 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 3 年 4 月 1 日付け農政第 1 4 1 号）

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和 2 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 3 年 5 月 13 日付け農政第 2 5 7 号）

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和 2 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 3 年 6 月 7 日付け農政第 3 0 5 号）

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和 2 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 3 年 7 月 8 日付け農政第 3 2 8 号）

附 則

この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用し、令和２年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和３年１０月７日付け農政第５２５号）

附 則

この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用し、令和２年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和３年１２月１７日付け農政第６７５号）

附 則

この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用し、令和２年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和４年３月１６日付け農政第８０４号）

附 則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用し、令和３年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和４年４月１日付け農政第１５４号）

附 則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用し、令和３年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和４年７月１日付け農政第３４７号）

附 則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用し、令和３年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和４年１０月６日付け農政第５４１号）

附 則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用し、令和３年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和４年１２月２７日付け農政第６６４号）

附 則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用し、令和３年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和５年３月１６日付け農政第７９４号）

附 則

この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用し、令和４年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和５年４月１日付け農政第２０７号）

附 則

この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用し、令和４年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和５年５月９日付け農政第３７４号）

附 則

この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用し、令和４年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和５年１０月５日付け農政第５２７号）

附 則

この要綱は、令和 5 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和 4 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 5 年 1 2 月 2 1 日付け農政第 6 9 8 号）

附 則

この要綱は、令和 5 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和 4 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 5 年 1 2 月 2 7 日付け農政第 7 3 5 号）

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和 5 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 6 年 4 月 1 日付け農政第 133 号）

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和 6 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（令和 7 年 4 月 1 日付け農政第 133 号）